国別障害関連情報
ベナン共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和８年８月
（2026 年８月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ベナン共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 5
2－1. 障害関連行政制度 5
2－2. 障害関連法令・政策文書 9
2－3. 障害関連施策 18
3. 国際条約及び国際協力等の実績 27
3－1. CRPD 批准による対応状況 27
3－2. マラケシュ条約実施状況 27
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 27
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 29
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 30
4. 障害関連団体の活動概況 33
4－1. 障害当事者団体の活動概要 33
4－2. 障害者支援団体の活動概要 34
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 35
5－1. 医療保健に関する障壁・ニーズ 35
5－2. 就労に関する障壁・ニーズ 35
5－3. 移動に関する障壁・ニーズ 36
5－4. 情報保障に関する障壁・ニーズ 36
5－5. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 36
5－6. その他 36
6. 参考資料 38

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の割合（2013）....3
図 2 居住地域別の障害者割合（2013）....4
図 3 障害者の年齢別割合（2022）....4

表 1 ベナンにおける障害関連担当機関....5
表 2 省庁間委員会の概要....7
表 3 ベナンにおける SDGs の指標....27

略語表

ANPS	Agence Nationale de Protection Sociale	国家社会保護庁
ARCH	Assurance pour le Renforcement du Capital Humain	人的資本強化保険プログラム
ARTSB	L'Association pour la Réhabilitation Totale des Sourds au Bénin	ベナン聴覚障害者完全リハビリテーション協会
ASUNOES	Association Universelle des Œuvres pour le Développement des Sourds	聴覚障害者の発達のためのユニバーサル協会
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CPS	Centre de Promotion Social	社会促進センター
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
FAPHB	The Federation of Associations of Persons with Disabilities of Benin	ベナン障害者協会連合
FCFA	Franc de la Communauté Financière Africaine	CFA フラン（西アフリカ・中部アフリカの共通通貨）
GANHRI	Global Alliance of National Rights Institutions	国内人権機関世界連合
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GUPS	Guichet Unique de la Protection Sociale	社会保護ワンストップ窓口
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MASM	Ministère des Affaires Sociales et de la Microfinance	社会問題・マイクロファイナンス省
MICS	Multiple Indicator Cluster Surveys	複数指標クラスター調査
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OADCPH	Organisation Africaine pour le Développement et la Communication des Personnes Handicapées	アフリカ障害者センター開発機構
OFAB	Organisation des Femmes Aveugles du Bénin	ベナン視覚障害女性協会
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
RGPH	Recensement Général de la Population et de l'Habitation	国勢調査
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SGG	Secrétariat Général du Gouvernement	政府事務総局
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練

UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	1,485.4 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.68 %	2023 年
教育（対 GDP 比）	3.2 %	2024 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	1.1 %	2023 年

人口

総人口	14,462,724 人	2024 年
男性人口比率	50.1 %	
女性人口比率	49.9 %	
都市人口比率	52.5 %	
農村人口比率	47.5 %	
平均余命（全体）	60.8 歳	2023 年
男性	59.3 歳	
女性	62.2 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	14.3 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	46.4 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	6 年	
成人識字率（全体）	51.4 %	2022 年
男性	62.6 %	
女性	41.5 %	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator (参照 2026-1-17)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5)）に基づく。
[4] ベナンの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（4 年間）、高校（3 年間）、大学（3 年間）。6 歳から就学する。Ministére des Enseignements Maternel et Primaire (2018) *Plan Sectoriel de L'education Post 2015 (2018-2030)*に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	108.0 %	2022 年
男子	112.1 %	
女子	103.9 %	
中等教育（総就学率）		
全体	43.6 %	2022 年
男子	46.7 %	
女子	40.3 %	
高等教育（総就学率）		
全体	10.2 %	2022 年
男子	12.8 %	
女子	7.6 %	

雇用

失業率（全体）	1.7 %	2024 年
男性	1.9 %	
女性	1.6 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

ベナン共和国（以下、「ベナン」と記す。）は 2012 年に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）を批准しており、これに対応する形で国内法制度の整備が進められている。ベナンにおける障害者の法的定義は、2017 年 9 月 29 日法律第 2017−06 号（障害者の権利の保護及び促進に関する法律）[5]（以下、「障害者権利法」と記す。）に基づいており、同法では「身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害を有し、様々な障壁との相互作用により、他の者との平等を基礎として社会への完全かつ効果的な参加が妨げられる可能性のあるすべての者をいう」と定義している。同法第 1 条では、障害種とその定義を示している[6]。

1－2－2. 障害に関する統計

ベナンでは、1979年に初めての国勢調査が実施され、その後、1992年に第2回、2002年に第3回、2013 年に第 4 回の同調査（Principaux Indecateurs Socio Demographiques Et

[5] Secrétariat Général Du Gouvernement (2017) *Loi n° 2017-06 du 29 septembre 2017,* https://sgg.gouv.bj/doc/loi-2017-06/ (参照 2026-3-26)

[6] 同上。法律上の用語の定義であり、国勢調査や統計で用いられる障害分類を示したものではない。

Economiques：RGPH-4 2013）が実施され[7]、2023年に第5回が開始されているが、2026年3月時点においてその結果はまだ公表されていない。したがって、障害に関する統計は主として第4回調査（2013）に依拠している[8]。同調査では、9万2,495人（2013年時点の全人口1,000万8,749人のうちの0.9%）の障害者が確認されており、そのうち4万8,059人が男性（52.0%）、4万4,436人（48.0%）が女性と報告されている。また、障害のある子ども（15歳未満）は、障害者人口の17.6%を占めている。55歳以上の障害者数は全障害者数の28.2%であり、2002年の10.8%から増加しているとの記載がある。ただし、年齢別の障害者数及びその男女別の割合は報告されていない。

障害者数	92,495 人	全人口の 0.9 %[9]	2013 年
男性	48,059 人		
女性	44,436 人		

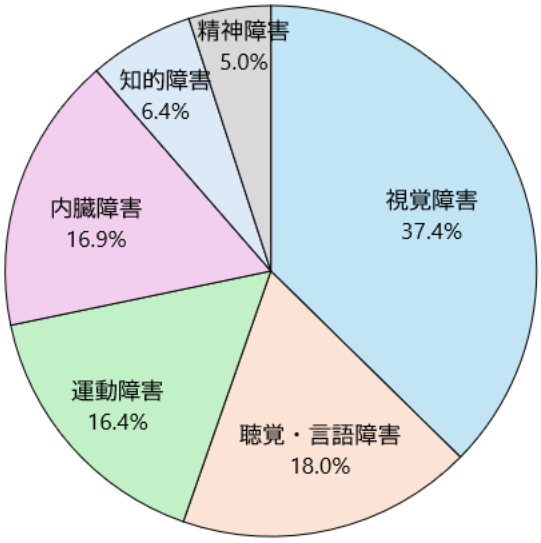


図 1 制限のある生活機能別の割合[10]（2013）

最も高い割合は「視覚障害」（37.4%）であり、次いで「聴覚・言語障害」（18.0%）、「運動障害」（16.4%）「内臓障害」（16.9%）、「知的障害」（6.4%）、「精神障害」が 5.0%となっている。

出所：Institut National de la Statistique de L'analyse Economique (INSAE)(2016) *Principaux Indecateurs Socio Demographiques Et Economiques (RGPH-4 2013)* を基に調査チームが作成

[7] 5e Recensement Général de la Population et de l'Habitation (RGPH5)-ウェブサイト, https://rgph5.instad.bj/a-propos-du-rgph5/ (参照 2026-3-26)

[8] ベナンにおいては、Institut National de la Statistique et de L'analyse Economique (INSAE)が国勢調査を含む主要統計を統括しており、障害に関する統計も同機関に集約されている。これ以外に、障害統計を包括的に整理した政府機関や援助機関の情報は確認できなかった。また、2013 年の国勢調査では、ワシントン・グループ短縮質問紙セットは活用されていない。INSAE は組織の名称は 2021 年に Institut National de la Statistique et de la Démographie (INStaD)に変更されている (https://instad.bj/ssn/cadre-institutionnel) (参照 2026-3-26)。

[9] Institut National de la Statistique de L'analyse Economique (INSAE)(2016) *Principaux Indecateurs Socio Demographiques Et Economiques (RGPH-4 2013)* (参照 2026-3-26) 同調査結果によると、2013 年国勢調査における全人口数は 1,000 万 8,749 人。

[10] RGPH-4 2013 では、割合（%）のみが記載されており、具体的な人数はまとめられていない。

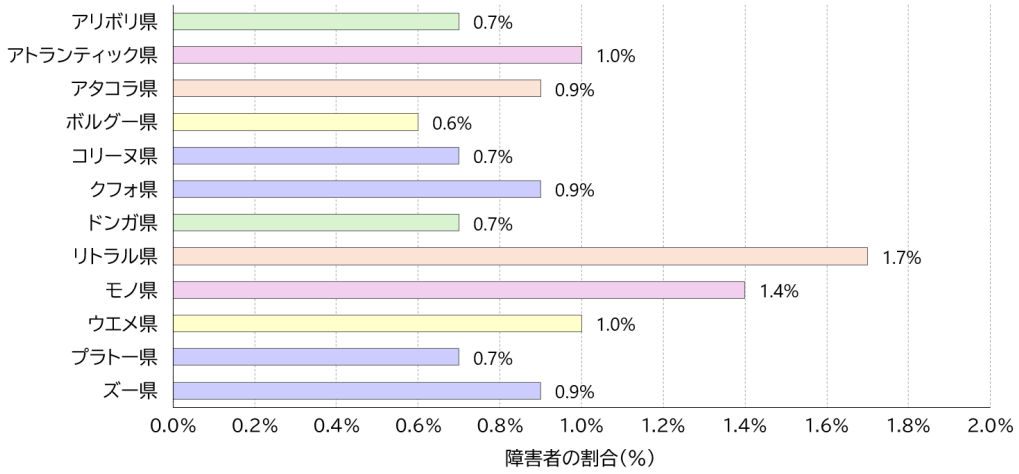


図 2 居住地域別の障害者割合（2013）

全地域（12 県）で 0.6%から 1.7%の範囲にあり、最も割合が高いのはリトラル県（Littoral）の 1.7%で、最も低いのはボルグー県（Borgou）の 0.6%である。

出所：Institut National de la Statistique de L'analyse Economique (INSAE)(2016) *Principaux Indecateurs Socio Demographiques Et Economiques (RGPH-4 2013)* を基に調査チームが作成

なお、国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）の支援によって 2021-2022 年複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Surveys：MICS）が実施された[11]。年齢別割合を以下に示す[12]。

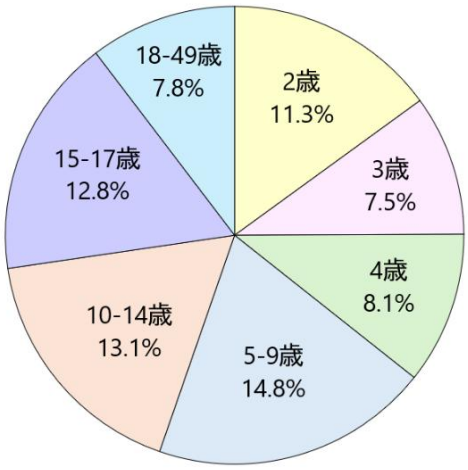


図 3 障害者の年齢別割合（2022）

最も大きな割合を占めるのは「5～9 歳」であり、全体の 14.8%となっている。これに「10～14 歳」（13.1%）、「15～17 歳」（12.8%）が続き、学齢期の子どもが全体の中で比較的高い割合を占めていることが分かる。

出所：UNICEF（2022）を基に調査チームが作成

[11] INStaD (2023) *MICS Bénin 2021-2022,* https://instad.bj/images/docs/insae-statistiques/enquetes-recensements/MICS/Rapport%20d%27analyse%20de%20l%27enqu%C3%AAte%20MICS%20B%C3%A9nin.pdf （参照 2026-3-27)

[12] 同報告書によると、サンプル世帯数は 17,448 である。2 歳から 4 歳の合計人数は 7,918 人、5 歳から 17 歳の合計人数は 29,892 人、19 歳から 49 歳の合計人数は 22,739 人。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

ベナンでは、社会問題・マイクロファイナンス省（Ministère des Affaires Sociales et de la Microfinance: 以下、「MASM」という。）が障害分野を主導している。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 ベナンにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	社会問題・マイクロファイナンス省（MASM）[13]	・社会問題とマイクロファイナンスの取組を包括的に所掌する省庁として 2018 年に設立された。社会保護の強化、ジェンダー平等と女性のエンパワメント、マイクロファイナンスの促進を通じて「基礎的社会サービスの社会保護の強化」に関する政府の取組を調整する役割を担っており[14]、同国における障害関連政策も主管している。 ・障害者権利法の実施も担っており、障害者の保護、社会的包摂、再統合、支援措置の運用を担当している。 ・2024 年の機会均等カード交付（後述）も同省主導で進められている。 ・なお、障害関連を所掌する部局は、MASM の社会事業総局（Direction Générale des Affaires Sociales）の下に設置されている障害者及び高齢者の社会的包摂・統合局（le Département de l'Inclusion et de l'Insertion Sociale）である[15]。 ・2026 年 5 月にワダニ政権が発足し、大統領令第 2026-314 号により「家族・社会活動省（Ministère de la Famille et de l'Action Sociale）」へ改編された[16]。
2	保健省（Ministère de la Santé）[17]	国民の健康増進と医療サービスの提供を担う中央行政機関であり、保健政策の策定と実施を所管する。一次医療を重視し、感染症対策、母子保健、地域保健サービスの強化に取り組んでいる。保健システムの整備や医療人材の育成、国際機関との連携を通じて、保健医療の質とアクセスの向上を推進している。
3	就学前・初等教育省[18]（Ministère des Enseignements Maternel et Primaire）	・ 就学前、初等教育の政策立案・実施・監督及び基礎教育の普及・アクセス促進を担っている。 ・ 初等教育におけるインクルーシブ教育の推進を担っている機関でもあり、特別なニーズを有する子どもの就学と学校統合の促進を担う中核機関である。

[13] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj (参照 2026-3-27)
[14] MASM (2022) *Plan Strategique 2022-2026*, https://social.gouv.bj/rapport (参照 2026-3-27)
[15] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/affaires-sociales/dgas/dpsiphpa（参照 2026-4-10）
[16] https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2026-314/ (参照 2026-8-20)
[17] Ministère de la Santé ウェブサイト, https://sante.gouv.bj/（参照 2026-4-10）
[18] Ministère des Enseignements Maternel et Primaire ウェブサイト, https://memp.gouv.bj/accueil（参照 2026-4-7）

4	中等・技術・職業訓練教育省[19](Ministère des Enseignements Secondaire, Technique et de la Formation Professionnelle)	・中等・技術・職業訓練教育省は、中等教育、識字教育並びに技術・職業訓練に関する国家の一般政策の策定、監督及び評価を担っている。初等教育・高等教育を所管する他省と並び、国の教育体系を三層構造で支える役割を持つ。 ・教育セクター計画（2018–2030）（後述）では、同省は特別なニーズを有する人の基礎教育後の教育機会への参加促進、教員研修（インクルーシブ教育）の実施、 支援機器の提供の役割を担うとされている。また、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-323 号（後述）の所掌事項において、同政令の施行を担う担当省として規定されている。 ・新政権発足により、「中等教育省（Ministère de l'Enseignement Secondaire）」及び「高等教育・科学研究・技術教育担当省（Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche scientifique, en charge de la Formation technique）」へ改編された[20]。
5	高等教育・科学研究省[21](Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche Scientifique)	・大学教育、研究、科学技術政策を所管しており、ベナンの高等教育政策及び科学研究の発展を担当する政府機関である。大学・研究機関の運営監督や、国家科学技術戦略の実施を通じて、人材育成と知識経済の推進に中心的な役割を果たしている。 ・教育セクター計画（2018–2030）（後述）において、同省は「学習者の雇用可能性を高めるインクルーシブな教育・訓練の提供の発展」を担う機関である。また、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-323 号（後述）に所掌事項において同政令の施行を担う担当省として規定されている。 ・新政権発足により、高等教育・科学研究・技術教育担当省へ改編された。
6	国家人権委員会（Commission béninoise des droits de l'homme）	人権の促進・保護を目的として設立された独立機関である[22]。国際的な基準である「パリ原則」に準拠して設けられ、国家政策や社会のあらゆる分野で人権の尊重を確保する役割を担う。1989年に設置され、2012年の再編法により、独立性と権限が強化された。人権機関として、国内法と国際人権条約に基づいて、ベナン国内の人権状況を監視し、改善活動を行う。また、国内人権機関世界連合（Global Alliance of National Rights Institutions: GANHRI）[23]のメンバーであり、Aステータスの認定を受けている[24]。

[19] Ministère des Enseignements Secondaire, *Technique et de la Formation Professionnelle* https://enseignementsecondaire.gouv.bj/ (参照 2026-4-7)

[20] https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2026-314/ (参照 2026-8-20)

[21] Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche Scientifique ウェブサイト, https://enseignementsuperieur.gouv.bj/ (参照 2026-4-7)

[22] Human Rights Watch, https://www.hrw.org/reports/2001/africa/benin/benin.html (参照 2026-4-5)

[23] 1993 年に設立された各国の国内人権機関を結集する国際的なネットワークである。国連総会が採択した「パリ原則」に基づき、国内人権機関の設立と運営の国際基準を支援している。国連の人権システムと連携し、人権の促進・保護・強化を支援する役割を担う。https://ganhri.org/history-of-ganhri-and-nhris/ (参照 2026-4-5)

[24] 「パリ原則」に準拠している組織は A ステータスとなる。パリ原則は、国家人権機関（NHRI：National Human Rights Institution）が満たすべき国際基準を決めた国連の原則。

国内調整委員会の設置状況

ベナンは、同国において障害者権利法の施行を促進するために、障害者の社会的包摂施策を推進する「障害者の包摂施策の実施のための省庁間委員会（Commission interministérielle de mise en œuvre des mesures d'inclusion des personnes handicapées）」を設置し、その権限、構成、運営方法を 2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-322 号[25]で定めている。なお、同委員会の実施状況は、本調査においては確認できなかった。

表 2 省庁間委員会の概要

委員会名称	障害者の包摂施策の実施のための省庁間委員会
設置目的：	2017 年の障害者権利法の具体的実施を担い、障害者の包摂（インクルージョン）施策を実施するための中核機関として設置。
構成メンバー：	執行部： ・ 議長：障害者担当省の代表者 ・ 副議長：財務担当省の代表者 ・ 報告担当：保健担当省の代表者 委員： ・ 労働担当省の代表者（1 名） ・ 中等教育担当省の代表者（1 名） ・ 初等教育担当省の代表者（1 名） ・ 障害者団体[26]の代表者（1 名）
機能・役割	・「機会均等カード」の発行申請を審査し、障害の程度に応じた優遇措置を提案すること。 ・ 障害者のケア、教育及び訓練を提供する機関に対する補助金申請を審査し、適切な助成を提案すること。 ・ 障害者の起業活動に対する支援申請を審査し、適切な支援措置を提案すること。

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
県社会問題・マイクロファイナンス局（Directions	・ MASM の県レベルの出先機関であり、管轄区域において、家族、社会保障及びマイクロファイナンスの分野に関する省の権限の実施を確保する[27]。

[25] République du Bénin.(2023) *Décret n° 2023-322 du 21 Juin 2023*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-322/ (参照 2026-3-26)

[26] Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。

[27] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/ministere/ddasm (参照 2026-4-7)

Départementales des Affaires Sociales et de la Microfinance）	・家族、女性、ジェンダー、高齢者及び障害者の社会復帰の促進に関して、社会的保護及び連帯に関する施策の実施促進、社会促進センター（Centre de Promotion Social。以下、「CPS」という。）や類似機関の活動の調整・監督・評価を行うこと、現行の社会法令の適用を確保すること、地方自治体へ助言的支援を行うことなどが主な責務である。 ・2024 年には、同局の主導で、OPD 等を対象として、障害者権利法や関連政令の啓発活動に加え、機会均等カードの申請手続や活用に関する普及活動が実施された。カードの配布と併せた同局による巡回活動を通じて、制度の周知と利用促進が図られている[28][29]。
社会促進センター（CPS）[30]	・同センターは、地域社会（基礎コミュニティ）の発展を支援するための複合的な施設である。組織ミッションは、各自治体においてMASM の政策及び戦略の実施を確保することである。また、住民、特に社会的弱者が直面する社会的リスクの予防及び対応に取り組むことを目的としている。 ・地域住民や社会的弱者（障害者を含む）に対する助言、啓発、心理社会的支援等を通じて生活条件の改善を図るとともに、関連施設の監督や調査業務を担う。また、女性や貧困層の支援、コミュニティ活動の調整・事務局機能を通じて、地域レベルの社会福祉施策の実施を推進している。 ・全国 12 県の主要コミューンに約 85 のセンターが設置されている。
職業訓練センター[31]（Centres de Formation Professionnelle）	・MASM 傘下の職業訓練センターは、障害者の教育及び訓練に特化した専門施設である。障害者の教育・職業訓練を担う。公式サイトによると、ベナン国内に 4 つのセンターがあり、アトランティック県（Atlantique）、ボルグー県（Borgou）、ウエメ県（Ouémé）、アタコラ県（Atacora）に所在している。所在地の詳細は、それぞれアカサト（Akassato）、パラク（Parakou）、セグベヤ（Sègbèya）、ペポリヤク（Pèpèrekou）である。

[28] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/actualite/actualites-du-ministere/ddasm-mono--gups-d-athieme----sensibilisation-des-personnes-handicapees-sur-les-mesures-preferentielles-du-gouvernement (参照 2026-4-7)
[29] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/actualite/actualites-du-ministere/ddasm-mono---renforcement-de-linclusion-avec-la-distribution-des-cartes-degalite-des-chances--cec (参照 2026-4-7)
[30] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/ministere/cps?departement=4（参照 2026-4-7）
[31] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/ministere/cfp（参照 2026-4-7）

2－2. 障害関連法令・政策文書

(1) 国家憲法

ベナンでは、1980 年代末に経済危機と政治不安を背景に民主化要求が高まり、1990 年に「国民会議（Conférence nationale）」が開催され、同会議を契機として一党制の廃止、権力分立・基本的人権を重視する体制へ転換し、1990 年 12 月 11 日憲法（Loi n°90-32）が制定された。同憲法では、基本的人権の広範な保障が謳われ、その後 2019 年、2025 年と憲法は改正されている。その中で障害者の権利についても以下のように制定されている。

法律名	1990 年 12 月 11 日憲法（Loi n°90-32）[32]
施行年	1990 年
概要	ベナンの基本的人権を謳った憲法。大統領制、三権分立、複数政党制を骨子とする憲法が制定され、憲法裁判所の強い権限や基本的人権の広範な保障が謳われた。 同憲法の第 26 条では「国家は、出身、人種、性別、宗教、政治的意見または社会的地位によるいかなる差別もなく、すべての者に対して法の前の平等を保障する。男女は法の下に平等である。国家は家族、特に母及び子どもを保護する。国家は障害者及び高齢者に継続的に配慮する。」と規定されており、同憲法において障害者は「継続的に配慮する（Veille sur）」という表現に留まっている。

法律名	2019 年 11 月 7 日憲法（改正版）（Loi n°2019-40）[33]
施行年	2019 年
概要	選挙制度の改革、政党制度の再編（政党数の整理）、大統領・副大統領制度の導入などが主な改正点である。 第 26 条も改正され、「国家は、出身、人種、性別、宗教、政治的意見または社会的地位によるいかなる差別もなく、すべての者に対して法の前の平等を保障する。男女は法の下に平等である。ただし、法律は女性の代表性向上のための特別措置を定めることができる。国家は家族、特に母及び子どもを保護する。また、障害者及び高齢者に対して支援を行う。」と、障害者は国家が配慮する対象から支援（Il porte assistance）対象として位置づけられた。同改正版憲法では、依然として障害者の権利は明示され

[32] République du Bénin (1990) *Loi n° 90-32 Du 11 Décembre 1990*, https://sgg.gouv.bj/recherche/?type=loi&begin=1990-01-01&end=1990-12-31&keywords= (参照 2026-3-29)
[33] République du Bénin (2019) *Loi n° 2019-40 Du 07 Novembre 2019*, https://sgg.gouv.bj/recherche/?type=loi&begin=2019-01-01&end=2019-12-31&keywords= (参照 2026-3-29)

	ていないが、2017 年に障害者権利法が制定されており（後述）、個別法によって障害者の権利を保護する法体系となっている。

法律名	2025 年 12 月 17 日憲法（改正版）（Loi n°2025-20）[34]
施行年	2025 年
概要	2025 年の憲法改正は、二院制（上院）導入、大統領任期の改定、政治活動の制限、上院による政治統制機能の強化など統治機構の改革が中心であり、人権規定の改定や拡張は実施されていない。

このようにベナンでは、国家憲法において基本的人権の保護を規定しているが、障害者の権利については、2019 年憲法で障害者を国家による支援の対象として位置付けるに留まっている。一方で、障害者の具体的な権利については、次に示す障害者権利法という個別法において規定されている。

(2) 法令

1) 障害関連の法律・政令

ベナン政府は、障害者の権利保護及び社会的包摂を進めるため、2017 年に障害者権利法（Loi n° 2017-06 du 29 septembre 2017）を制定し、これを基本法として障害者分野の制度整備を進めている。

法律名	2017 年 9 月 29 日法律第 2017－06 号（障害者の権利の保護及び促進に関する法律）[35]
施行年	2017 年
概要	障害者の差別禁止、合理的配慮を明文化した個別法であり、教育・雇用・医療へのアクセス保障を包括的に規定している。同法は、憲法上の障害者に関する規定を具体化し、その権利保障を図る障害者の基本法である。本法は、理念（定義・原則）、予防、権利保障、罰則の 4 層で構成されており、障害者の権利を分野横断的に規定している。特に、障害認定制度を基盤とし、医療、教育、雇用、社会参加等の各分野における具体的権利を体系的に整理している。具体的には、5 章 79 条で構成されている。 1 章　一般規定 　定義、目的、適用範囲、原則

[34] République du Bénin (2025) *Loi n° 2025-20 Du 17 Decembre 2025*, https://sgg.gouv.bj/recherche/?type=loi&begin=2025-01-01&end=2025-12-31&keywords= (参照 2026-3-29)

[35] République du Bénin（2017）*Loi n° 2017-06 du 29 septembre 2017*, https://sgg.gouv.bj/doc/loi-2017-06/ (参照 2026-3-26)

	2 章 予防 　医学的予防、社会的予防 3 章 権利 　認定制度、保健医療、教育（インクルーシブ教育）、就労、アクセシビリティ（交通・建築）、家族・私生活の保護、暴力・虐待からの保護、文化・スポーツ・情報アクセス、政治参加 4 章 罰則 　雇用差別、教育拒否、虚偽申請、暴力・虐待 5 章 最終規定

その後、分野別に障害者権利法の実効性を高めるために、障害者包摂の実施体制、教育・職業訓練支援、雇用・起業支援、税制上の優遇、公共交通機関・文化施設における優遇措置を制度化し、2023 年 6 月 21 日付で 5 本の施行政令が採択された。これにより、障害関連行政は、従来の福祉的支援に加え、雇用、教育、移動、社会参加を含む横断的な政策領域として位置付けられることとなった。

政令名	2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-322 号（障害者の包摂のための施策の実施に関する省庁間委員会の設置、その権限、構成及び運営について定める政令）[36]
施行年	2023 年
概要	「2-1. 国内調整委員会の設置状況」参照。
政令名	2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-323 号（障害者の教育及び職業訓練の促進に対する支援の方法を定める政令）[37]
施行年	2023 年
概要	本政令は、2017 年障害者権利法の規定を具体化する施行政令として、障害者の教育及び職業訓練に関する支援措置を明確化したものである。本政令では、障害のある学習者に対する合理的配慮の提供を制度として明文化しており、教育機会の平等確保に向けた具体的措置が示されている。また、国及び地方行政による教育・訓練機関への補助金の交付や障害者の教育及び訓練を行う公立・私立機関の教員・指導者の能力強化を規定しており、障害者教育を個別支援ではなく、教育システム全体の課題として捉える方向性が示されている。さらに、障害学生への経済的支援についても

[36] République du Bénin (2023) *Décret n° 2023-322 du 21 Juin 2023*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-322/ (参照 2026-3-26)
[37] République du Bénin (2023) *Décret n° 2023-323 du 21 Juin 2023*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-323/ (参照 2026-3-26)

	制定しており、教育参加の拡大を支える社会保護的側面も強化されている。

政令名	2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-324 号（障害者のための輸送手段及び機器の輸入、製造及び販売に関する税制措置を定める政令）[38]
施行年	2023 年
概要	本政令は、障害者の移動手段及び支援機器に対する税制優遇措置を定めたものであり、ベナンにおける障害者の移動の自由及び社会参加の促進を支える重要な政策である。ベナンでは、障害者用の車両や支援機器の多くを輸入に依存しているため、この税負担の軽減策は、物理的アクセシビリティの向上に資するものといえる。

政令名	2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-325 号（障害者の雇用及び起業の促進のための特別措置を定める政令）[39]
施行年	2023 年
概要	本政令は、障害者の雇用及び起業の促進を目的とした包括的な措置を定めたものであり、ベナンにおける障害者の経済的自立及び労働市場への包摂を推進する中核的政策の一つとして位置付けられる。本政令は、公的部門の採用において 5%の雇用割当（クオータ）を明確に規定するとともに、年齢制限の緩和等の措置を導入しており、障害者の雇用機会へのアクセス改善を制度的に担保している。また、障害者を雇用する企業に対して事業主負担の社会保険料を国家が負担する措置の導入や、障害者の起業支援を制定しており、企業設立支援、資金アクセスの確保、税制優遇、設立費用の免除等、多層的な支援措置が規定されている。さらに、本政令は雇用機会の創出にとどまらず、採用過程における差別的基準の禁止を明記しており、障害者の労働市場への参加を権利の観点から保障する法的枠組を強化している。

政令名	2023 年 6 月 21 日付政令 第 2023-326 号（障害者の利益のため、公共交通機関及び公共文化・余暇施設における優遇措置を定める政令）[40]
施行年	2023 年

[38] République du Bénin (2023) *Loi n° 2023-324 du 21 Juin 2023*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-324/ (参照 2026-3-26)
[39] République du Bénin (2023) *Loi n° 2023-325 du 21 Juin 2023*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-325/ (参照 2026-3-26)
[40] République du Bénin (2023) *Loi n° 2023-326 du 21 Juin 2023*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-326/ (参照 2026-3-26)

概要	本政令は、障害者に対して公共交通機関及び文化・レジャー施設における優遇措置を定めており、「移動する権利（mobility as a right）」を制度化すると共に、ベナンにおける社会的包摂政策の一環として位置付けられる。具体的には、障害者のこれらサービスへのアクセスの容易化及び料金面での配慮が規定されており、これにより、移動や社会参加の機会を拡大し、公共サービス利用における不利の是正が図られている。

2) 教育関連の法律・政令

法律名	2003 年 11 月 11 日付法律第 2003-17 号（ベナン共和国における国家教育の基本方針に関する法律）[41]
施行年	2003 年
概要	ベナンにおける国家教育の原則を示している。同法では、教育を国家の最優先事項と位置づけ、教育の基本理念や制度構造を規定している。同法の第 3 条において「困難な状況にある者及び子ども、脆弱な集団に対して特別な配慮がなされなければならない」、第 5 条「学校は、すべての者に対する機会の平等を保障しなければならない」、第 12 条「国家は、公立教育の無償化を段階的に実現し、機会の平等、男女の平等及び地域間の均衡を保障する」において教育の平等・包摂が規定されており、原則としてインクルーシブ教育を目指していると読み取れる。

3) 女性保護に関する法律・政令

法律名	2011-26 号法律（女性に対する暴力の防止及び処罰に関する法律 ― *Loi N° 2011-26 du 9 janvier 2012 portant prévention et répression des violences faites aux femmes*）[42]
施行年	2012
概要	家庭内暴力、配偶者間性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、強制売春、強制婚、名誉殺人、女性器切除等を包括的に処罰対象とする初の専門法。家庭・社会・職場における身体的・性的・心理的・経済的・財産的暴力を包括的に処罰対象とするとともに、被害者の社会扶助・労働継続・無償法的支援の権利、教育・メディア・保健・司法分野での予防体制を制度化している。一方、総括所見（2024）は、本法に障害女性・少女の特性を反映した条項が

[41] République du Bénin (2023) *Loi n° 2003-17 du 11 Novembre 2003*, https://sgg.gouv.bj/doc/loi-2003-17/ (参照 2026-3-26)

[42] République du Bénin (2012) *Loi n°2011-26 du 09 janvier 2012*, https://assemblee-nationale.bj/wp-content/uploads/2020/03/loi-portant-prevention-et-repression-des-violences-faites-aux-femmes.pdf (参照 2026-5-30)

	含まれていない点を指摘し、改正の必要性を勧告している。また、障害女性・少女に対する第三者同意による強制不妊・強制中絶の明示的禁止を立法措置として求めている。

4) 子どもの保護に関する法律・政令

法律名	2015 年 12 月 8 日付第 2015-08 号法律（ベナン共和国における児童に関する規定を定めた法律）[43]
施行年	2015 年
概要	児童の定義、権利の保障、保護措置及び親・国家の責任を包括的に定めた基本法である。本法は障害児を明確に保護対象として位置づけており、特に第 33 条及び第 42 条において、障害児は他の脆弱な児童とともに特別な保護・支援の対象とされている。具体的には、障害児は医療サービス、教育、職業訓練及び社会参加の機会へのアクセスを保障されるとともに、その自立を促進し社会生活への積極的参加を可能にする措置が講じられるべきとされている。

(3) 政策・計画

1) 国家計画

計画名	ベナン国家開発計画2018–2025 (PLAN NATIONAL DE DÉVELOPPEMENT（以下、「PND」という。）2018-2025)[44]
施行年	2018 年
概要	ベナン国家開発計画（PND 2018–2025）は、「ビジョン・ベナン 2025（Bénin 2025 Alafia）」を基盤とし、持続可能で包摂的な経済成長と国民の福祉向上を目指す中期開発戦略である。人間開発（人的資本）の強化を中心課題とし、経済競争力の向上、環境の持続可能性、ガバナンス強化を通じて構造的変革を実現することを目的とする。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）及びアフリカ・アジェンダ 2063 との整合性を持つ包括的枠組であり、「誰一人取り残さない」開発理念を重視している。 同計画は、次の 4 つの戦略的目標で構成されている。 1. 健康で有能かつ競争力のある人的資本の開発 2. 経済の生産性と競争力の持続的向上 3. 環境・生活環境の持続可能な管理と地域開発の推進

[43] République du Bénin (2015) *Loi n° 2015-08 du 08 Decembre 2015*, https://sgg.gouv.bj/doc/loi-2015-08/ (参照 2026-4-10)

[44] République du Bénin (2018) *PLAN NATIONAL DE DÉVELOPPEMENT 2018-2025,* https://www.nepad.org/sites/default/files/2024-07/NDP_Benin_0.pdf (参照 2026-4-9)

	4. 法の支配及び良い統治（ガバナンス）の強化 PND 自体は障害分野を独立した柱として詳細に扱ってはいないが、「包摂的成長」「社会的弱者の保護」「誰一人取り残さない」という枠組の中で位置づけられている。関連政策では、障害者は「取り残されやすい集団」として明示され、雇用、社会統合、アクセス向上の対象とされている。

2) 障害者政策

政策名	障害者の保護と包摂に関する国家政策（Politique Nationale de Protection et d'Intégration des Personnes Handicapées 2012–2021）[45]
施行年	2012 年
概要	障害者の保護と包摂に関する取組の基本計画と実施計画の性格を合わせもつ政策文書である。同政策では、障害者が差別なく権利を享受し、国家発展に完全に参加する社会をビジョンとして設定し、「人権・公平・ジェンダーの促進及び障害者のニーズを全政策に統合すること」を大目標とし、「法制度の改善」「基本サービスへのアクセス」「社会・職業統合」「文化・スポーツ参加」の 4 つの個別目標を掲げている。同政策は、7 つの戦略で構成されている。 1) 法的・社会的地域の強化（障害者権利法の整備・権利の普及） 2) 教育アクセス（インクルーシブ教育、特別支援教育） 3) 保健・リハビリテーション（地域レベルでのリハビリテーション） 4) 雇用・経済参加（職業訓練、融資支援） 5) 社会参加（差別撤廃、意識改革） 6) アクセシビリティ（建物・情報へのアクセス） 7) 制度・能力強化（行政・非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）の能力強化） 同政策の実行責任者は各事項を所管する大臣で、家族・社会問題・国家連帯・障害者・高齢担当大臣、司法・立法・人権担当大臣、開発・経済分析・予測大臣、保健大臣、就学前・初等教育大臣、中等・技術・職業訓練教育大臣等が任命されている。

[45] Medbox Website, https://www.medbox.org/document/politique-nationale-de-protection-et-dintegration-des-personnes-handicapees (参照 2026-4-2)

3) 教育政策

政策名	2015 年以降の教育セクター計画（2018-2030）[46]
施行年	2018 年
概要	同セクター計画は、教育の普及段階から、質・公平・インクルージョン重視への転換を図る国家戦略であり、2030 年までに包括的・質の高い教育システムを構築することをビジョンに掲げている。 同計画では、教育システムを 1）基礎教育、2）ポスト基礎教育、3) 高等教育・研究の 3 つのブロック[47]に分けて目標と戦略を設定しており、どのブロックにおいてもインクルーシブ教育を組み込んだ内容となっている。 「1)基礎教育」については、公平かつインクルーシブな形で基礎教育へのアクセスと在学継続を向上させることや教育の質向上を目標として掲げ、その中で障害者を「特別なニーズを有する子ども[48]」として、こうした子どもの基礎教育への包摂を拡大することを戦略の一つに含めている。また、初等教育に在籍する障害児の割合を 2016 年の 1.5%から 2021 年には 13.29%、2025 年には 25.2%、2030 年には 40%へと段階的に増加させる目標数値を設定している。 初等教育に関して計画されている具体的な施策で、障害者に関連したものは以下のとおり。 (1) 特別なニーズを有する子どもの就学と学校統合の促進 特別なニーズを有する子どもへの支援に関する有効な取組や既存の支援施設の基準化 (2)「障害児の学校統合プログラム[49]」の評価、強化、継続的実施及び他県への拡大 (3) 重度障害児の基礎教育への統合に関するプログラムの策定及び実施 (4) タリベ[50]、牧童などの子どもの基礎教育への統合を支援するプログラムの策定及び実施（既存の支援施設の基準化を含む）

[46] Ministére des Enseignements Maternel et Primaire, (2018) *Plan Sectoriel de L'education Post 2015 (2018-2030),* https://www.globalpartnership.org/fr/content/plan-sectoriel-de-leducation-2018-2030-du-benin. (参照 2026-4-1)
[47] 1) 基礎教育：対象は 3～15 歳。就学前教育、初等教育、前期中等教育、2) ポスト基礎教育：後期中等教育、職業教育、成人教育・識字、3) 高等教育・研究：大学教育、研究・イノベーションが対象となっている。
[48] 同計画では、特別なニーズを有する子どもとして、障害者、タリベ（下記脚注参照）、牧童などが挙げられている。
[49] このプログラムは、同セクター計画によると「NGO であるエキリブル・ベナンのもと、ベナン教育セクター支援プロジェクト（Projet d'Appui au Secteur de l'Éducation au Bénin: PASEB）を通じてズー県の 9 つのコミューンで実施されたプログラム」である。「2-3. 障害関連施策」を参照。
[50] タリベ（Talibés）とは、セネガルやベナンなど西アフリカ諸国においてコーラン学校（ダアラ）で学ぶ子ども（主に男子）を指す。一部の地域では、教師の指示により物乞いなどを強いられ、正規の初等教育を十分に受けられていない状況が報告されている。https://www.antislavery.org/what-we-do/senegal/（参照 2026-4-3）

	(5) 重度障害児の支援に関するコミュニティに根ざしたリハビリテーション（Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）管理ユニットの専門教員及び技術責任者の養成 (6) 点字及び手話に関する専門知識を有する教員の養成、または教員への研修（特別なニーズを有する子どもの支援のため） 「2）ポスト基礎教育」では、「特別支援施設で支援を受けている障害者の中途退学率を、2016 年の 2.2%から 2021 年以降 2030 年までに 0%へと低減すること」が目標として掲げられている。 「3) 高等教育・研究」では、「学習者の雇用可能性を高める質が高くインクルーシブな教育・訓練の提供を発展させること」を目標の一つとして掲げ、性別及び障害に関する格差をなくすための特別措置を講じる必要があると述べられているに留まっている。

4) 社会保障政策

政策名	ベナン社会問題・マイクロファイナンス省戦略計画（2022－2026）[51]
施行年	2022 年
概要	本戦略は、ベナンにおいて社会的弱者の保護、貧困削減、女性のエンパワメント及びマイクロファイナンスの促進を統合的に推進するために策定された 5 カ年計画（2022～2026）である。特に、子ども、障害者、高齢者といった脆弱層の社会保護へのアクセスの低さが重要な課題として認識されている。社会福祉分野では、脆弱層の基礎的社会サービスへのアクセス確保やジェンダー平等の推進に加え、障害者を含む人々が一般制度に実質的にアクセスできるようにすることが重視されている。具体的には、障害者に対する社会保障給付やニーズに応じた支援サービスの提供強化が掲げられている。また、保健分野や心理社会的支援において関係機関との連携を通じて、障害者を含む脆弱層への包括的支援が図られる。さらに、マイクロファイナンス分野では、障害者を含む経済的弱者の金融包摂を促進し、適切な金融・非金融サービスへのアクセス向上を目指している。

[51] Ministère des Affaires Sociales et de la Microfinance (2022) *Strategique 2022-2026,* https://www.social.gouv.bj/public/medias/plan-strategique-du-masm-1676299122.pdf（参照 2026-3-27）

2－3. 障害関連施策

① 保健医療

医療保健制度

ベナンでは、医療保険・職業訓練・低利マイクロクレジット・年金制度を組み合わせた社会保障プログラムである人的資本強化保険プログラム（Assurance pour le Renforcement du Capital Humain。以下、「ARCH」という。）を実施している。同プログラムは、2018 年 11 月 6 日政令第 2018-518 号（「人的資本強化保険」プロジェクトの実施に係る制度的枠組を定める政令）[52]において制度的枠組が整備され、数年の試行期間を経て 2021 年から障害者を含む社会的弱者を対象に実施されており、予算額は、1,838 億 CFA フラン（Franc de la Communauté Financière Africaine。以下、「FCFA」という。）（約 514 億円）である[53]。医療保険は全国民を対象としたスキームであり、職業訓練はインフォーマルセクターを、低利マイクロクレジットはインフォーマルセクターにおいて経済的に困窮しているグループを対象としている[54]。ただし、2024 年の障害者権利委員会からの質問事項への政府回答（以下、「質問回答」と記す。）[55]によれば、年金制度はまだ開始されていない。ARCH の実施主体として、2019 年 1 月 9 日付政令第 2019-008 号（国家社会保護機構の定款を承認する政令）[56]により国家社会保護庁（Agence Nationale de Protection Sociale: ANPS）が設置された。同政令によると、同庁は MASM の監督下に置かれている。また、ARCH を促進するために、地方レベルにおいて社会保護のワンストップサービスを提供する窓口として、既存の CPS に「社会保護ワンストップ窓口（Guichet Unique de la Protection Sociale。以下、「GUPS」という。）」が設置されている[57]。GUPS は、受益者の識別・登録、ニーズ評価、給付資格の判定、サービス提供及び苦情対応等を一体的に行う共通アクセス窓口として機能している。

ベナンでは「2021年2月3日付第2020-37号法律（ベナン共和国における人の健康の保護に関する法律）」によって、医療保健の基本法を制定しているが、総括所見（2024）では、障害のある女性・女児や知的・心理社会的障害者における性と生殖に関する医療サービスやHIV／エイズ関連情報へのアクセス不足、また、地域に根ざした精神保健サービスの不足や、アルビニズムのある人々に必要な保護用品の欠如を懸念している。さらに、医療従事者（伝統医療を含む）に対する障害者の権利に関する研修不足も問題視されている。これを受け、アクセシブルで質

[52] République du Bénin (2018) *Décret n° 2018-518 du 06 novembre 2018*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2018-518/ (参照 2026-4-7)。同政令では「プロジェクト」という用語が使用されているためそのまま訳したが、他文書ではプログラムという用語が活用されている。

[53] MASM ウェブサイト, https://social.gouv.bj/arch,（参照 2026-4-8） JICA2026 年度 4 月為替レート 1FCFA=0.279550 円

[54] 同上

[55] Government of Benin (2023) *CRPD Replies of Benin to the list of issues in relation to its initial report*（2023）

[56] République du Bénin (2019) *Décret n°2019-008 du 09 Janvier 2019*, https://sgg.gouv.bj › doc › decret-2019-008 › download,（参照 2026-4-7）

[57] World Bank (2023) *Program Appraisal Document for a Social Safety Nets Program*, https://documents1.worldbank.org/curated/en/099182003072321568/pdf/BOSIB15693b85f0b31bde21db77c0138a68.pdf（参照 2026-4-7）

の高い保健サービスの確保、地域精神保健の強化、必要物資の提供、意思決定支援及び専門職への研修の実施を勧告している。

なお、障害者の医療サービスへのアクセス状況を示した具体的な情報や数値は、本調査では確認できなかった。

② 教育[58]

教育分野に関しては、「2-2. 障害関連法令・政策文書」で示したように各種法令をもとに、障害者の教育アクセスを改善するような施策が実施されている。特に、「2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-323 号（障害者の教育及び職業訓練の促進に対する支援の方法を定める政令）」では、インクルーシブ教育機関に対する技術的・人的・物的支援の提供に関する具体的な実施方法及び障害のある学習者のニーズに応じた支援措置や学業期間を通じて評価（試験等）を完了するために追加時間を付与する措置に関して制定している[59]。

教育分野の施策の中心となっているのは、「2015 年以降の教育セクター計画（2018-2030）」であり、同計画が策定された 2018 年時点において特別な教育的ニーズを有する子ども向けの取組状況が、以下のように報告されている[60]。

- 「障害児の学校統合プログラム」の実施：NGOであるエキリブル・ベナン（Équilibre Benin）[61]の協力のもと、初等教育セクター支援プロジェクト（Projet d'Appui au Secteur de l'Education au Bénin: PASEB）を通じてズー県（Zou）の9つの自治体で「障害児の学校統合プログラム（Programme Intégration scolaire des enfants handicapés」が実施された。このプロジェクトは、主に特別支援教育に焦点を当てており、重度障害または脳性麻痺のある300人の児童に対して、学用品、機能回復訓練及び手術を提供した。同様の取組は、ナティティングー（Natitingou）、コトヌー（Cotonou）、ポルトノボ（Porto-Novo）及びボイコン（Bohicon）において、宗教系学校や民間の研修センターによっても実施されている。このプログラムは特別なニーズを有する子どもの就学率の向上に寄与してきた。

質問回答（2023）では、障害者関連の教育施策について、以下のように報告されている。

- 「すべての人のための教育」というビジョンの実現に向けて改革を進めており、特にインクルーシブ教育に重点を置いている。講じられた措置には、3,000 教室のアクセシブル化、700 人の障害のある児童に対するインクルーシブ教育の提供、並びに障害のある学生への大学宿舎の提供及び経済的支援の実施が含まれる。また、2023 年時点において、モデルとなるインクルーシブ学校の試行（パイロット実施）が行われている。

[58] UNESCO GEM Report, *Profiles Enhancing Education Reviews (PEER)*, www.education-profiles.org（参照 2026-4-2）
[59] 質問回答（2023）
[60] Ministére des Enseignements Maternel et Primaire (2018) *Plan Sectoriel de L'education Post 2015 (2018-2030),* https://www.globalpartnership.org/fr/content/plan-sectoriel-de-leducation-2018-2030-du-benin (参照 2026-4-1)
[61] 同団体は障害児の教育及びスポンサー支援、職業訓練を提供している。

- 特別な教育的ニーズを有する子どもの支援策として、教育側の能力強化も推進しており、20 名の教員が手話の研修を受けた。
- アクセス可能な教材、適応された学習環境、十分な個別的合理的配慮を提供するために講じられた措置としては、講義室及びその他の教室は、障害のある学生が利用可能なように整備されている。また、これらの学生に対しては、経済的支援及び適切な大学宿舎が提供されている。
- 2022 年度は、700 人の障害のある児童に対してインクルーシブ教育が提供されている。

一方で、国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：UNESCO）のグローバル教育モニタリング報告（Global Education Monitoring）の教育レビュー強化プロファイル（Profiles Enhancing Education Reviews: PEER）では、「障害児の学校統合支援プログラム」は幼児・初等教育省内に設置されたが、設立以来ほとんど活動が行われていないと報告されている[62]。

総括所見（2024）は、障害児が通常教育から排除されていることや、特別教育が継続している点、インクルーシブ教育の実施が限定的である点を指摘し、全国レベルでの質の高いインクルーシブ教育の実施、特別教育から通常教育への移行の促進、合理的配慮の提供、教育環境及び教材のアクセシビリティ確保等を勧告している[63]。

③　ジェンダー（障害女性等）

ベナン政府が 2019 年に障害者権利委員会へ提出した政府報告書（以下、「政府報告」という。）[64]によると、ベナンでは、障害のある女性については、女性に対する暴力防止法や家族法などの一般法制が適用されるほか、国家行動計画や障害者保護政策においても、その包摂が図られている。具体的には、次のような取組が実施されている。

- 最貧困層向けのマイクロクレジット制度や社会保護政策、生活条件改善を目的とする政府行動計画の下で、障害女性の経済的エンパワメントが推進されており、2017 年には女性の経済的エンパワメント及びジェンダー推進プロジェクトを通じて、障害女性グループに対し農産加工や園芸・畜産活動のための機材供与が行われ、障害女性グループの 10 団体（合計 250 人）が支援を受けた。
- 障害者統合政策（2007–2016 年、2012–2021 年）を通じた支援や、社会的弱者保護の政策枠組の中で、障害女性も対象とした支援が実施された。
- 複数の障害女性が指導的地位に就いている（ただしその詳細な記載はない）。

---

[62] UNESCO, *Global Education Monitoring Report*, https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/benin/~benin（参照 2026-3-29）

[63] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024)

[64] République du Bénin. (2018) *Initial report submitted by Benin under article 35 of the Convention, due in 2014*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/countries.aspx?CountryCode=BEN&Lang=EN (参照 2026-3-18)

- すべての省庁において、ジェンダー及びインクルージョンの担当窓口（フォーカルポイント）が設置されている。

一方で、同報告書では、女性の包摂とエンパワメントは、主要な公共政策の重点分野であるが、障害のある女性及び女児に特化した具体的措置は存在しないと報告している。

総括所見（2024）においては、ベナンにおけるジェンダー平等関連法制（例：女性に対する暴力防止法等）が、障害のある女性及び女児の状況を十分に反映していない点を指摘し、すべての関連法令及び政策に障害の視点を組み込むことを勧告している。具体的には、障害とジェンダーが交差する差別（複合差別）を法的に明確に認識し、合理的配慮の不提供を差別として位置づける法改正、障害女性の権利を主流化するための制度（各省庁への担当窓口設置等）の整備、並びに進捗を測るための明確な目標・期限・指標の設定が求められている。また、強制不妊や強制中絶の明確な禁止など、身体の自己決定権の保護に関する立法措置の強化も必要とされている。

④　職業訓練、雇用、就労

ベナンでは、障害者の雇用促進に向けて制度整備及び支援施策が進められている。まず、労働法典（現行法は 1998 年の労働法：Code du Travail）の見直しが進められているほか[65]、障害者権利法の実効性を高めるために、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-323 号（障害者の教育及び職業訓練の促進に対する支援の方法を定める政令）が定められている。

質問回答（2023）によれば、公的部門において障害者の採用が奨励されており、昇進や降格に関しても障害を理由とする差別を排除する方針が採られているほか、公的部門の競争試験において、障害者の参加を増加するための取組も進められている。また、労働監督の強化が図られており、企業に対する監査の頻度増加を通じて、障害者の就労機会の改善が進められている。あわせて、企業経営者を対象として、障害者雇用の促進を目的とした啓発活動が実施されている。加えて、障害女性を対象とした経済的エンパワメント施策も実施されている。人的資本強化保険プログラムのマイクロクレジット制度（Alafia）をはじめとする金融支援や、国際機関と連携した所得創出支援プロジェクトを通じて、障害女性の就労機会の拡大が図られている。また、政府は国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」という。）と連携し、4 つの県（アトランティック（Atlantique）、ズー（Zou）、ボルグー（Borgou）、アリボリ（Alibori））において 44 名の障害女性の所得創出活動を実施した。これらの女性には、作業条件の改善及び作業時間の短縮を図り、所得創出活動の成長を最大化することを目的として、より近代的な機材（ミシン、編み機、織機、調味料粉砕機、搾油機、冷凍庫、電動三輪車、より高品質な調理用コンロなど）が提供された。一方で、障害者の雇用促進に関する具体的なガイドラインは未整備であり、今後の制度化が課題とされている。

総括所見（2024）では、障害者の雇用に関する課題の一つとして、職業訓練へのアクセス不

[65] 2026 年 4 月の本調査時点において、労働法典の改正が採択されたという情報を確認することはできなかった。

足及び技能訓練の不十分さが指摘されている。具体的には、低い教育水準や適切な技能訓練の欠如が、障害者の雇用機会の制約要因となっているとされている。こうした課題に対応するため、障害者が職業訓練にアクセスできるようにする措置の強化を求めるとともに、教育分野に限らず他の分野においても、徒弟制度（アプレンティスシップ）や雇用機会の提供を拡大する必要性を指摘している。

⑤　社会保障、障害福祉サービス

機会均等カード

障害者権利法の第 17 条と第 18 条は、障害者に機会均等カード（carte d'égalité des chances）を発行し、その権利や利益を保護することを規定している。

> 第 17 条：障害は、その性質及び障害の程度を明示した認定専門医によって認定される。障害の認定は、障害者本人の申請に基づき、機会均等カードを取得する権利を与える。

同法に基づいて、「機会均等カード」が 2024 年 12 月に発行された[66]。その詳細については、調査実施時の 2026 年 4 月時点において入手可能な情報が限られていたが、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-322 号は、「障害者の包摂施策の実施のための省庁間委員会」（「2-2」参照）のの機能・役割の一つとして、「機会均等カードの発行申請を審査し、障害の程度に応じた優遇措置を提案すること」を定めている。

ARCH の枠組の中に、インフォーマルセクターの農業従事者、商人、運送業者、職人及び芸術家を対象とした年金制度も含まれているが、質問回答（2023）によると同制度は、まだ実施されておらず、障害者が対象に含まれることを明示した記述は、本調査では確認できなかった。

社会住宅プログラム

ベナンでは、社会住宅プログラムが全市民を対象に実施されており、2022 年 11 月 23 日付政令第 2022－658 号（社会住宅の配分に関する政令）[67]により制度的枠組が整備されている。質問回答（2023）によると、障害者に対する社会住宅への優先アクセスの条件を定める政令案の採択プロセスが進行中とのことであったが、2026 年 3 月時点において、障害者の優先アクセスを定めた政令の採択は確認できなかった。

[66] ベナン共和国政府のウェブサイト, https://www.gouv.bj/article/2900/remise-cartes-egalite-chances-personnes-handicapees-benin-gouvernement-honore-promesse/（参照 2026-4-1）

[67] République du Bénin (2022) *Décret n° 2022-658 du 23 novembre 2022*, https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2022-658/ (参照 2026-4-7)

リハビリテーション

CBR に関して、ベナンでは世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」という）の CBR 戦略を踏まえて、CBR 国家プログラム(Programme National de Réadaptation à Base Communautaire: PNRBC)が策定・実施されている。同プログラムは、社会担当省（当時）が 1989 年に開始し[68]、最新計画については、MASM の所管の下、「2020–2024 戦略計画」[69]が策定・実施されている。同戦略計画では、ビジョンとして「2024 年までに、CBR を必要とするすべての障害者がサービスにアクセスし、ベナンの発展に十分参加する」ことが示されている。

戦略計画の全体目標は「ベナンの障害者の生活の質の向上に寄与すること」であり、その中に 3 つの個別目標として、1)障害者支援を行う公的・民間機関の実施能力の強化、2)障害者向け支援措置の強化、3)質の高いリハビリテーション・サービスの開発、が設定されている。同戦略計画には、CBR 国家プログラムを実施した 1989 年以降、サービス提供地域は順次拡大してきたものの、2018 年時点でも依然として全国 77 コミューン中 33 コミューンをカバーしているに留まっていると報告されている（受益者数は 4,068 人）。数値目標として、CBR のサービス提供地区数を 2019 年の 37 から 2024 年に 49 へ増加し、その中で少なくとも 12 の新規 CBR サービス提供地区を設置すること、障害者向け雇用を 2024 年までに 500 件創出すること、障害者権利法の普及に関わるすべての関係者が普及活動の担い手になることなどが掲げられている。この計画に対して、2022 年 12 月時点において、39 のコミューンを対象としてリハビリテーション・プログラムが実施されており、すべての地域への拡充が進められている[70]。

CBR 活動の監督を担う管理ユニット（Unité de Gestion de la stratégie de Réadaptation à Base Communautaire des Personnes Handicapées）が MASM に設置されている。各 CBR サービス提供地区において地区ユニットが設置されており、現場でのサービス提供を行っている。一方、中央レベルのユニットでは、関連する基準の遵守状況を確認するため、リハビリテーション施設に対して四半期ごとに予告なしの訪問を行っている[71]。

同計画のアクションプランの総予算は、18 億 600 万 FCAF（約 5 億円）[72]であり、その内訳は、1)障害者支援を行う公私機関の介入能力強化に 8 億 4,100 万 FCFA（約 2.36 億円[73]）障害者向け支援措置の強化に 2 億 3,000 万 FCFA（約 6,430 万円[74]）、質の高いリハビリテーション・サービスの開発に 7 億 3,500 万 FCFA（約 2,1 億円[75]）が割り当てられている。ただし、国家予算などが減少傾向にあり、資金不足が課題とも報告されている。

---

[68] 政府報告（2019）
[69] MASM (2019) *Plan Strategique de la Readaptation a base communautaire au Benin 2020-2024*, https://www.afro.who.int/sites/default/files/2022-06/Plan_strat%C3%A9gique_RBC_20_24_final.pdf（参照 2026-4-8）
[70] 質問回答（2023）
[71] 同上
[72] JICA2026 年度 4 月為替レート 1FCFA=0.279550 円
[73] 同上
[74] 同上
[75] 同上

総括所見（2024）においては、ベナンにおける社会保護及び障害福祉サービスに関し、障害者が生活水準向上や社会保護に関する国家プログラムの恩恵を十分に受けていないことや、障害者の参画が限定的である点、また地域における支援サービスやリハビリテーション・サービスの不足等を指摘し、すべての障害者を対象とした包括的な社会保護制度の整備、住宅・水・衛生等を含む生活基盤へのアクセス改善、地域ベースの支援サービスの強化、並びに政策の設計・実施・モニタリングへの障害者の参画確保を勧告している。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

ベナンでは、障害者権利法の実効性を高めるために、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-324 号（障害者のための輸送手段及び機器の輸入、製造及び販売に関する税制措置を定める政令）が制定され、制度上、障害者の移動手段及び支援機器に対する税制優遇措置が整備されている。

都市開発（アクセシブルなまちづくり）

質問回答（2023）によれば、ベナンでは公共・民間建築物に対する最低限のアクセシビリティ基準が導入されており、基準を満たさない場合には完成証明の不発行や公共調達からの排除といった措置が講じられている。さらに、一部の公共建築物については国際基準に沿った改善が進められていると報告されている。また、社会住宅プログラムの中で障害者への優先的アクセスを認める政令案が検討されているなど、制度整備も進められているとされている。

一方で総括所見（2024）では、物理的環境へのアクセスに依然として重大な障壁が存在し、既存の法制度の実施や予算措置が不十分であることが指摘されている。このため、公共施設や建築環境においてアクセシビリティの障壁があるため、以下のような点を改善するよう勧告されている。

- アクセシビリティ関連法の実施や十分な予算を配分すること
- 公共・民間の建築物を含む環境のバリア除去に向けた行動計画の策定・実施
- 既存インフラのアクセシビリティの評価及び期限を明示した改善計画の策定
- 公共調達におけるアクセシビリティ基準の組み込み、基準遵守の義務化・制裁措置の導入

交通（運輸）

ベナンでは、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-324 号（障害者のための輸送手段及び機器の輸入、製造及び販売に関する税制措置を定める政令）及び 2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-326 号（障害者の利益のため、公共交通機関及び公共文化・余暇施設における優遇措置を定める政令）が制定された。これらの政令は、障害者の移動や交通におけるアクセシビリティの向上及び移動の権利に関する優遇措置を制度として明文化することで、従来の任意的対応から権利に基づくアクセス保障への移行を支える基盤を整備したものと位置づけられる。

質問回答（2023）では、障害者の移動支援として車いすや三輪車の配布が行われていることも報告されており、個別的支援と制度的支援の双方を通じて交通アクセスの改善を図る取組として位置づけられている。一方、総括所見（2024）では、障害者が交通機関にアクセスする際の障壁が依然として存在しており、都市部・農村部を問わずアクセシブルな交通サービスが十分に確保されていないことが指摘されており、交通分野を含む包括的なアクセシビリティ行動計画の策定と実施を求めている。

⑦　情報アクセシビリティ

質問回答（2023）によれば、メディア情報については手話、字幕、点字、音声解説等を通じたアクセシブルな提供が行われており、手話の公式言語化に向けた法案が審議中である[76]など、情報アクセスの改善に向けた取組が進められていると報告されている。さらに、コミュニケーション手段の改善も今後進められる予定とされている。

一方、総括所見（2024）では、情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」という。）や情報通信へのアクセスが依然として不十分であり、公共情報やウェブサイト、メディアサービスにおけるアクセシビリティの欠如が課題として指摘されており、以下のようにより体系的かつ包括的な対応を行うよう勧告されている。

- 公共情報・サービスのデジタルアクセシビリティの確保が不十分であり改善が必要であること
- ICT を含む情報通信分野においても障壁の除去をする必要があること
- 公共調達において ICT アクセシビリティ基準の導入が必要であること
- ウェブサイト、テレビ等の情報提供をアクセシブル形式（字幕、手話等）で提供すること

⑧　防災

ベナンにおける防災政策及び法制度は、日本のような単一の防災基本法ではなく、複数の政令（décret）及び政策文書の組み合わせによって構成されている。その中核をなすのが、2023 年 6 月 21 日付政令第 2023-334（災害リスク削減・公衆衛生上の緊急事態・市民保護のための措置及び手続を定める政令）[77]であり、同政令は災害リスク削減、緊急対応、及び市民保護の枠組を包括的に定めている。また、制度面では、2011 年の国家防災プラットフォーム設置政令（2011 年 12 月 30 日付政令第 2011-834 号（ベナン共和国における災害リスク軽減及び気候変動への適応に関する国家プラットフォームの設立、その構成、権限及び運営に関する政令））[78]や、2012 年の市民保護庁（Agence Nationale de Protection Civile: ANPC）設置政令（2012 年

[76] 2026 年 4 月時点においても、政府の公式法令データベース（SGG）において当該法律は確認されておらず、公布・施行には至っていないと考えられる。

[77] République du Bénin (2023) *Décret n°2023-334 du 21 Juie 2023* https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2023-344/ (参照 2026-4-7)

[78] République du Bénin (2023) *Décret n°2011-834 du 30 Decembre 2011* https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2011-834/ (参照 2026-4-5)

11 月 6 日付政令第 2012-426 号（市民保護庁の設立、その権限、組織及び運営に関する政令））[79]が、災害対応及び市民保護に関する実施体制の役割を規定している。さらに近年では、2024 年の市民保護機関再編政令や国家コンティンジェンシープラン[80]が策定されている。

一方で、政令やプランには、障害者に関する明示的な条文規定や具体的な計画はほとんど見られない。例えば、2023 年政令は被災者（populations touchées）や影響を受ける住民を広く対象としており、特定の社会集団を列挙する形式は採られていない。同様に、国家防災プラットフォームや市民保護庁に関する政令においても、障害者を特定した規定は設けられていない。ただし、これらの政令は、リスク評価、ニーズ評価、救援活動といった実施過程において「脆弱性」の概念を前提としており、実務上は特に支援を要する集団への配慮を内包する構造となっている。このため、ベナンの防災制度における障害者の位置づけは、権利主体として明示的に規定されるというよりも、「脆弱な集団（groupes vulnérables）」の一部として間接的に包含されると考えられる。特に、緊急時対応計画では、「特別なニーズのある被災者」に障害者をはじめとする高齢者、妊産婦、子どもを包含し、医療・食料・保護など包括支援すると規定されている。また、また、防災関連のプロジェクト文書（Adaptation Fund[81]等）においては、障害者は明示的に対象集団として位置づけられており、早期警戒、避難、救援の各段階におけるアクセス確保の必要性が指摘されている。

総括所見（2024）においては、障害者を対象とした避難手順やガイドラインの不足、警報・情報提供のアクセシビリティの欠如、避難所や救援支援における合理的配慮の不備等を指摘し、障害者のニーズに対応した避難プロトコルの策定、アクセシブルな早期警報システムの整備、災害リスク軽減及び災害復興のすべての段階における障害者の権利の確保を勧告している。

[79] République du Bénin (2012) *Décret n°2012-426 du 06 Novembre 2012* https://sgg.gouv.bj/doc/decret-2012-426/ (参照 2026-4-5)

[80] Agence Nationale de Protection Civile (2023) *Plan National de Contingence*. https://faolex.fao.org/docs/pdf/ben229812.pdf (参照 2026-4-3)

[81] Adaptation Fund とは、UN の気候変動枠組の中で運営され、世界銀行と地球環境ファシリティ（Global Environment Facility）が実務を支え、各国の資金で成り立つ適応支援基金である。プロジェクト文書は同ファンドのウェブサイト参照：https://www.adaptation-fund.org/wp-content/uploads/2025/09/3_AFB.PPRC_.36.13-Proposal-for-Benin.pdf（参照 2026-4-3）

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[82]

ベナン政府は、2008 年 2 月 8 日に CRPD に署名し、2012 年 7 月 5 日に批准した。また、同日に選択議定書も批准している。2019 年に障害者権利委員会に政府報告を提出した。パラレルレポートは、「ベナン社会変革（Changement Social Bénin）」という NGO から提出されている。障害者権利委員会との建設的対話を経て、2024 年に総括所見が採択された。次回の政府報告の提出期限は 2034 年である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

2026 年 4 月時点で、ベナン政府はマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准しておらず、また、同条約の機能を代替する国内制度も整備されていない。

障害者権利法第 53 条「障害者は、健康に関する情報及び教育を受ける権利を有する」、第 58 条「国は、障害者に対し、情報サービス、教育及びその他の手段を提供する」、第 62 条「公的及び民間の通信サービスは、その提供において障害者を考慮する」において、情報アクセスの原則は制定されているが、マラケシュ条約のように、視覚障害者や読字障害者などのために、著作物をアクセシブルな形式で利用可能にするなどの実現手段は規定されていない。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組[83]

2030 アジェンダの中間点において、障害包摂の進展状況を総括した国連のフラッグシップ報告である「障害と開発報告 2024」は、ベナンの状況は次のように報告している。

表 3 ベナンにおける SDGs の指標

SDGs での目標	指標	カテゴリー	割合
5.4. 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	15 歳以上の就業女性のうち、無償労働に従事する女性の割合（2021 年）	障害女性	5%
		障害のない女性	7%

[82] United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (n.d.) *Treaty Body Database: Countries*, https://tbinternet.ohchr.org（参照 2026-3-15）

[83] United Nations (2024) Disability and development report 2024: accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities, https://indico.un.org/event/1010238/attachments/20948/59724/DDR%202024%20Full%20report%20-%20Unedited.pdf (参照 2026-4-5)

SDGs での目標	指標	カテゴリー	割合
5.5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	管理職・立法者として働く女性の割合（2021 年）	障害女性	0.3%
		障害のない女性	0.2%
6. すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。	水・衛生へのアクセス（2021 年）	障害者	33%
		非障害者	37%
6.1. 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	障害者の住居内外の安全な飲料水へのアクセス率（2021 年）	農村部	21%
		都市部	55%
6.2. 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	住居内の改善された衛生施設へのアクセス率（2021 年）	障害者	5%
		非障害者	6%
6.2. 同上	障害者の改善された衛生施設へのアクセス率(2021 年)	農村部	1%
		都市部	13%
7. すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	電力へのアクセスのある障害者世帯（2021 年）	農村部	16%
		都市部	53%
	薪・石炭で調理する世帯の割合（2017 年）	障害者がいる世帯	93%
		障害者がいない世帯	92%

出所：United Nations (2024). *Disability and development report 2024.*

全般的に、ベナンは多くの指標において調査対象国の中で指標達成度の低い状況にあるグループに属しているといえる。

なお、ベナンでは、自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）が 2017 年、2018 年、2020 年の 3 回実施されている。VNR2020[84]では、「誰ひとり取り残さない」というコミットメントを実現するために、ベナンは年齢、性別、状況、障害、民族、出身、宗教、経済状況に関わらず、すべての人々の自立を強化し、社会的、経済的、政治的な統合を促進する

[84] REPUBLIQUE DU BENIN (2020) *Contribution nationale volontaire à la mise en œuvre des Objectifs de développement durable au Forum politique de haut niveau*,
https://hlpf.un.org/sites/default/files/vnrs/2021/26283VNR_2020_Benin_Report.pdf (参照 2026-4-6)

ことを目的として主要なイニシアティブを進めるとしている。障害者は個別の対象としては明示されていない。また、OPD が各種会議に参加し報告書草案に対するフィードバックを提供したという情報は報告されていない。

VNR 以外にも「ベナン SDGs レポート 2025」[85]が SDGs のモニタリング報告書として作成されているが、障害関連の指標は整理されていない。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ベナン政府は、女子差別撤廃条約を 1992 年に批准した。最新の総括所見は 2024 年に発出されており[86]、障害女性を農村女性や移民女性等と並ぶ特に脆弱な集団として位置づけ、複合的差別の影響を受けていることや、司法アクセスにおける権利認識の不足と手話通訳や点字、アクセシブルな施設の不足が障壁となっていることを指摘している。また、障害女性はジェンダーに基づく暴力や人身取引のリスクが高い集団であるとされ、保護サービスの強化や、教育分野ではインクルーシブ教育へのアクセス不足、雇用分野では就業機会や職業訓練へのアクセス制約を課題として指摘している。さらに、医療及び性と生殖に関する保健サービスへのアクセスにも障壁が存在することや、スポーツ・文化活動への参加機会の不足も課題として挙げている。これらを踏まえ、委員会は分野横断的にアクセシビリティと包摂性を強化する必要性を勧告している。

ベナン政府は、子どもの権利条約を 1990 年に批准した。最新の総括所見は 2016 年に発出されており[87]、障害児に関する情報の不足や、インクルーシブ教育及び保健サービスへのアクセスの不十分さ、社会的排除やスティグマの存在が課題として指摘されている。これを踏まえ、障害の人権アプローチの採用と、障害児の包摂に向けた包括的戦略の策定、障害児に関するデータ収集体制の整備、インクルーシブ教育の優先的推進、早期発見・介入を含む保健サービスへのアクセス確保について勧告している。また、偏見や差別を解消するための意識啓発の強化も重要課題として挙げられている。

ベナン政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の人と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である国際労働

[85] UN Sustainable Development Solutions Network (2026) *Benin Sustainable Development Report 2025: Green Transition Agroecology and Renewable Energy*, https://sdgtransformationcenter.org/reports/benin-sustainable-development-report-2025（参照 2026-4-3）

[86] UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2024) *Concluding observations on the fifth periodic report of Benin*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FC%2FBEN%2FCO%2F5&Lang=en（参照 2026-4-11）

[87] UN Committee on the Rights of the Child (2016) *Concluding observations on the combined third to fifth periodic reports of Benin*, https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FBEN%2FCO%2F3-5&Lang=en（参照 2026-4-11）

機関（International Labour Organization: ILO）159 号条約（職業リハビリテーション及び雇用条約）[88]を批准していない[89]。

また、アフリカ連合が、CRPD の原則を維持しつアフリカ独自の文脈を反映させた障害者の権利に関する条約であるアフリカ人権憲章に基づく障害者の権利プロトコル（African Disability Protocol。2018 年採択、2024 年発効）については、ベナンは署名していない[90]。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

【日本政府】[91]

無償資金協力

- ベナン共和国 第五次小学校建設計画[92]（2012 年 12 月～）供与額 12.27 億円
- ベナン国アトランティック県アラダ病院建設・整備計画[93]（2015 年 3 月）供与額 19 億円

JICA 海外協力隊

- セベヤ視覚障害者社会促進センター配属、障害児・者支援（2018 年 7 月 10 日からおおよそ 1 年 9 カ月間）[94]

【国際機関】

国連グローバル障害基金（Global Disability Fund）

ベナン障害者の権利推進のための国連一体型（Delivering as One）プログラム[95](2018～2021)[96]（WHO、UNICEF、国連人口基金、UNDP との連携事業）

[88] 職業リハビリテーション及び雇用条約（Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention）、1985 年発効。

[89] ILO NORMLEX, https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:11200:0::NO:11200:P11200_COUNTRY_ID:103028 (参照 2026-4-11)

[90] 人権センター ウェブサイト, https://www.chr.up.ac.za/latest-news/28-units/dru-unit/4157-status-of-ratification-on-the-protocol-to-the-african-charter-on-human-and-peoples-rights-of-the-rights-of-persons-with-disabilities-in-africa（参照 2026-3-10）

[91] JICA ODA 見える化サイト（https://www2.jica.go.jp/ja/oda/index.php）と外務省対ベナン開発協力（https://www.bj.emb-japan.go.jp/j/cooperation.html）を基に記載（参照 2026-4-11）。

[92] ODA 見える化サイト, https://libopac.jica.go.jp/images/report/12087375_01.pdf（参照 2026-4-20）

[93] ODA 見える化サイト, https://libopac.jica.go.jp/images/report/12232773.pdf（参照 2026-4-20）

[94] JICA ウェブサイト, https://www.jica.go.jp/domestic/kansai/activities/volunteer/report/202007_01.html（参照 2026-4-20）

[95] 国連機関が一体となって実施するアプローチ（Delivering as One）

[96] 資金源は UNPRPD / グルーバル障害基金（Global Disability Fund）
GDF ウェブサイト, https://globaldisabilityfund.org/programme/benin/ (参照 2026-4-2)

世界銀行

- ベナン社会的セーフティネットプログラム（2023～2027）[97]

【二国間援助機関】

フランス大使館

- ベナンの公立大学における障害学生の包摂促進事業（ベナン障害者協会連合（The Federation of Associations of Persons with Disabilities of Benin。以下、「FAPHB」という。）との連携）[98]

フランス開発庁

- 不平等に関する欧州連合・フランス開発庁研究所（2020）[99]

ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ）

- アフリカにおける障害者の権利強化プログラム（BRIDGE Africa）(2024～2028)[100]
- 障害者の包摂促進事業（2023～2026）[101]

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion (HI)

- 障害者の権利促進・社会経済参加支援プロジェクト（Droits, Égalité, Citoyenneté, Solidarité, Inclusion des Personnes Handicapées：DECISIPH）(2010～)[102]
- インクルーシブ教育、地域包摂型開発、武器・弾薬の物理的安全管理分野における 3 つの事業（2013～2017）[103]
- インクルーシブ雇用（2021-2024）[104]
- 「Making it Work」プロジェクト（2020-2025）[105]
- ベナン北部における緊急対応体制の強化及び基礎的ニーズへの対応事業（2023-2024）[106]

---

[97] World Bank ウェブサイト, https://documents1.worldbank.org/curated/en/099110625120737812/pdf/P176680-86eba186-8ada-462f-a762-d92eab1c3bbe.pdf (参照 2026-4-3)
[98] Educación ウェブサイト, https://media.eduactions.bj/inclusion-des-etudiants-en-situation-de-handicap-lup-et-luac-premieres-beneficiaires/（参照 2026-4-7）
[99] AFD (April 2023) *Inequality Mapping: A Research Facility to Better Understand Inequalities EU-AFD Research Facility on Inequalities Mapping of inequalities reducing initiatives in European countries*, https://www.afd.fr/sites/default/files/2024-07-04-54-44/AFD_S%C3%A9rie%20grise_7_Mapping_Inequalities.pdf（参照 2026-4-11）
[100] GIZ ウェブサイト, https://www.giz.de/en/projects/boosting-rights-individuals-disabilities-africa-bridge-africa（参照 2026-4-11）
[101] GIZ ウェブサイト, https://www.giz.de/en/projects/inclusion-persons-disabilities-0 (参照 2026-4-11)
[102] HI ウェブサイト, https://www.hi.org/en/country/benin（参照 2026-4-11）
[103] HI ウェブサイト, https://www.hi.org/sn_uploads/federation/country/pdf/2023-12-Country-Sheet-External-Long-BENIN-EN.pdf（参照 2026-4-11）
[104] 同上
[105] 同上
[106] 同上

アフリカ障害者センター開発機構 (Organisation Africaine pour le Développement et la Communication des Personnes Handicapées: OADCPH)[107]

- 3D 工房開発プロジェクト（人道支援義肢装具士（Humanitarian Prosthetists and Orthotists）との共同事業)

[107] OADCPH ウェブサイト. https://en.oadcph.org/wp-content/uploads/2025/07/Rapport-semestriel-2025_ENG.pdf（参照 2026-4-11）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

ベナンにおける OPD の活動は、主に啓発、インクルーシブ教育、職業訓練及び社会参加の促進に焦点が当てられており、多くの場合、国際 NGO やドナー機関のプロジェクトベースの資金に依存している[108]。全国組織であるベナン障害者協会連合は、障害者の権利擁護や政策対話において中心的役割を担っている。なお、政府報告（2019）には、「本報告書は国家機関及び市民社会、特に障害者の権利に関与する団体等からの情報を含む形で作成された」と記載されているが、具体的に参加した団体名は明示されていない。

団体名	概要
ベナン障害者協会連合（The Federation of Associations of Persons with Disabilities of Benin: FAPHB）[109]	FAPHB は、複数の OPD を束ねる全国レベルの連合体組織であり、ベナンにおける代表的な OPD である。情報、教育、コミュニケーション及び提言活動を通じて、障害者協会自身が開発に積極的に参加できるようにするための、障害者組織ネットワークの運用能力を高めることを組織ミッションとしている。活動内容は、アドボカシーとして障害者の権利擁護や法制度への働きかけ、政府との対話、プロジェクトへの参画、OPD の支援、研修・啓発活動などである。2025 年には、フランス政府が支援している「Inclusion of students with disabilities of Benin」プロジェクトの一環として、フランス大使館と連携して、障害のある生徒の学習環境の改善を目的としてアボミーカラヴィ(Abomey-Calavi)大学の行政職員及び教員を対象とした研修を実施している[110]。
聴覚障害者の発達のためのユニバーサル協会（Association Universelle des Œuvres pour le Développement des Sourds: ASUNOES）[111]	聴覚障害者の権利の促進と擁護に取り組む OPD である。ろう者の権利擁護、教育、職業訓練を実施しており、聴覚障害者の教育・統合センターを運営している。職業訓練（縫製・美容など）、教育機会の提供、社会統合支援を実施している。

[108] OPD の活動状況のレビュー結果を踏まえ分析した。
[109] FAPHB ウェブサイト, https://faphb.org/ (参照 2026-4-7)
[110] FAPHB ウェブサイト, https://faphb.org/2025/02/24/inclusion-des-etudiants-handicapes-du-benin-la-faphb-outille-la-communaute-universitaire/ (参照 2026-4-7)
[111] ASUNOES ウェブサイト. https://asunoes.onlc.be/（(参照 2026-4-10)

ベナンろう者連帯協会（Solidarité-Sourds-Bénin）[112]	ろう者自身が設立した団体であり、雇用促進や職業訓練に注力している。職業訓練（理美容・裁縫など）、就労支援、教育施設の設立などが主な活動である。
ベナン視覚障害女性協会 (Organisation des Femmes Aveugles du Bénin: OFAB)[113]	ベナンにおける代表的な OPD の一つで、盲・弱視女性による組織であり、視覚障害のある女性・女児の権利擁護、社会参加の促進（意思決定への参加を含む）、ジェンダーと障害の交差的差別への対応を行っている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ベナン聴覚障害者総合リハビリテーション協会（L'Association pour la Réhabilitation Totale des Sourds au Bénin: ARTSB)[114]	ろう者の教育・職業訓練・社会参加を支援する NGO であり、当事者のエンパワメントを目的とした活動を行っている。なお、当事者主導の組織かどうかは公開情報からは明確ではない。
エキリブル・ベナン（Équilibre Bénin）[115]	ベナン国内で活動する NGO であり、障害のある子ども・若者の支援、リハビリテーション（特に地域に根ざした支援）、社会統合・自立支援の提供を目的としている。フランス側パートナー（Equilibre Bénin France）との協働で事業を実施している。

[112] Solidarité-Sourds-Bénin ウェブサイト. http://solidarite-sourds-benin.wifeo.com/（参照 2026-4-11）
[113] Organisation of Blind Women of Benin and NGO Dédji (2025) *Hear us out!- Voices of women with disabilities from Benin* https://www.makingitwork-crpd.org/sites/default/files/2026-02/REPORT%20Hear%20us%20out%20EDID_OFAB-DEDJI_20Feb2026_0.pdf (参照 2026-4-1)
[114] ARTS ウェブサイト. https://arts-benin.com/ (参照 2026-4-7)
[115] Association Equilibre Benin France ウェブサイト. https://www.equilibrebeninfrance.fr/（参照 2026-4-11）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

5－1. 医療保健に関する障壁・ニーズ[116]

ベナンでは、強制医療保険制度（政令第 2023-327 号）の導入により医療アクセスの制度的基盤が整備されつつある一方で、その実効性に関して複数の課題を指摘している。第一に、基礎医療サービスの提供は進展しているものの、障害者、とりわけ障害女性や知的・心理社会的障害のある者に対する支援付き意思決定や性と生殖に関する保健サービスへのアクセスが不十分であるとされている。第二に、地域に根ざした精神保健サービスが不足しており、施設中心の医療から地域生活支援への転換が十分に進んでいない点が指摘されている。第三に、アルビニズムのある人に対する医薬品や保護用品の不足など、障害特性に応じた医療対応が不十分である。第四に、医療従事者や伝統医療従事者に対する障害者の権利に関する研修が不足しており、サービスの質の向上が課題とされている。第五に、自己負担の存在や医療施設の物理的・情報的アクセシビリティの不足が、医療利用の障壁となっていると指摘されている。以上より、制度整備は進展しているものの、障害特有のニーズへの対応やアクセシビリティ、サービスの質の確保に課題が残されていると整理される。

また、ベナンでは、障害者は医療・社会サービスへのアクセスに多くの障壁を抱えている[117]。具体的には、適切な医療を提供できる医療施設そのものが不足していることに加え、機能回復・維持のためのリハビリサービスが極めて限定的であり、その結果、障害者の社会参加の制約につながっている。ベナン及びコートジボワールの顧みられない熱帯病（neglected tropical diseases: NTD）の流行地域における障害者の社会参加に関する横断研究[118]では、調査対象障害者 841 名のうち 65.9%が社会参加に何らかの制約を経験しており、深刻な社会的排除の状況が確認された。これらの障害者の多くは低所得（約 9 割が月収 5 万 FCFA 以下（約 1.4 万円））かつ低教育（約 6 割が無教育）であり、脆弱な社会経済状況に置かれている。社会参加の制約には、年齢の上昇、低教育水準、無職などが関連していた。一方で、教育や就業は制約の軽減に寄与する傾向が示された。これらの結果は、障害者の社会参加及び医療・社会サービスへのアクセスが、経済的・社会的要因に強く制約されていることを示唆している。

5－2. 就労に関する障壁・ニーズ

上述のコートジボワールとベナンの障害者 841 人を対象にした調査では、障害者が技能と主体性をもって自立的な生計を確立し得る一方で、金融アクセス（マイクロファイナンス）の制限、社会保護サービスの不足、差別といった障壁により、就労成果の拡大と安定が阻害されていることが示されている[119]。

---

[116] 特に記載のない限り、総括所見（2024）に基づいて記載。

[117] Tossou et al. (2024)

[118] ベナン国立アボメ・カラヴィ大学の「持続可能な発展のための環境形成・研究学際センター」が 2021 年～2022 年にベナンとコートジボワールの 2 国において実施した調査。障害者 841 名（ベナン 418 名/コートジボワール 421 名）及び地域住民・関係者 90 名（ベナン 57 名／コートジボワール 33 名）を対象。出典: Tossou et al.(2024)

[119] 同上

5－3. 移動に関する障壁・ニーズ

ベナンでは、杖、車いす、義肢などの支援機器は、障害と貧困を抱える障害者にとって入手が困難であることが多く、家庭内外における移動や安全を著しく制約していることが報告されている[120]。

5－4. 情報保障に関する障壁・ニーズ

亀井（2016）[121]によると、ベナンのろう者に対する情報保障に関しては、手話通訳者の不足が顕著であり、通訳者を養成する制度や機関が整備されていない状況にある。また、聴者が手話を学ぶ機会も限られており、政府や自治体による通訳者の育成・派遣も十分に行われていない。このような状況の下で、手話言語と音声言語の間には言語的な断絶が存在しており、情報へのアクセスや社会参加において障壁が生じている。

5－5. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

ベナンの障害女性団体（OFAB 及び NGO Dédji）が、南部地域の障害女性 50 名へのインタビュー調査を通じて、彼女たちの生活実態や課題、ニーズを明らかにした調査結果[122]によると、障害女性は社会参加への意欲を有しているものの、情報不足や物理的・コミュニケーション上の障壁により、政治参加や意思決定への関与が制限されているとされている。また、偏見やスティグマ、嘲笑、孤立といった社会的差別が依然として広く存在すると報告されている。経済面では、資金、訓練、市場へのアクセス不足や支援制度の不適合が、自立的な経済活動の阻害要因となっていると指摘されている。さらに、教育、職業訓練、医療等の基本的サービスへのアクセスには不平等があり、費用負担やアクセシビリティの欠如が大きな障壁となっているとされる。加えて、ジェンダーに基づく暴力は存在するものの、通報の困難さや制度へのアクセス制約により十分に顕在化していないと報告されている。家族関係においては、過保護や意思決定への関与制限が自立を妨げる要因となり得ることも指摘されている。これらの課題の背景には、貧困、アクセシビリティの不足、不十分な制度実施といった構造的要因が存在すると整理されている。

5－6. その他

【拘禁環境における障害者の権利保護に関する障壁・ニーズ[123]】

---

[120] The Borgen project ウェブサイト. https://borgenproject.org/disability-and-poverty-in-benin/#:~:text=Canes%2C%20wheelchairs%20and%20prosthetics%20are,prevent%20these%20hazardous%20living%20conditions. (参照 2026-4-1)

[121] 亀井 伸孝（2016）「ろう者における人間開発の基本モデル―アフリカのろう教育形成史の事例―」『アフリカの「障害と開発」：SDGs に向けて』アジア経済研究所

[122] Organisation of Blind Women of Benin and NGO Dédji (2025) *Hear us out!- Voices of women with disabilities from Benin* https://www.makingitwork-crpd.org/sites/default/files/2026-02/REPORT%20Hear%20us%20out%20EDID_OFAB-DEDJI_20Feb2026_0.pdf (参照 2026-4-1)

[123] パラレルレポートである Info from Civil Society Organization を基に記載。ONG Changement Social Bénin. https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCRPD%2FCSS%2FBEN%

障害者の権利の実現に向けた取組が進められているものの、拘禁環境における対応については、なお改善の余地が認められる。2023 年に実施された「ベナン社会変革（Changement Social Benin）」による人権モニタリングでは、国内の全 11 の刑務所施設を対象として、1,156 名（男性 1,055 名、女性 101 名）への個別インタビューが実施された。その結果、回答者の 85%が拘禁施設内に障害者が存在することを認識しており、そのうち 95%が、障害者に対する特別な配慮や措置が講じられていないと回答している。また、同モニタリングにおいては、身体障害及び視覚障害のある被拘禁者の存在が確認されているが、これらの者に対し、障害の特性に応じた物理的環境の整備や支援措置が提供されていない状況が報告されている。さらに、2020 年 3 月 18 日付の司法・立法大臣による通達に基づき、新型コロナウイルス感染症の流行を理由とした拘禁施設における面会停止措置が、パラレルレポートが提出された 2024 年時点も継続している。この措置は、外部からの支援や監視の機会に影響を及ぼし得る。これらの状況は、障害のある被拘禁者に対する合理的配慮の提供及び拘禁環境への平等なアクセスの確保の観点から課題を示すものである。国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルール）第 5 規則は、障害を有する被拘禁者に対し、平等な条件のもとで刑務所生活に参加できるよう、合理的配慮及び必要な調整を行うことを求めている。したがって、現状においては、拘禁施設における障害者の状況に関し、合理的配慮の提供や環境整備の観点から、制度運用の強化が求められる状況にあるといえる。

【政治的及び公的生活への参加に関する障壁・ニーズ[124]】

障害者の政治参加に関し、形式的平等の原則は存在するものの、実質的な平等の確保には課題が認められる。2023 年 1 月 8 日の立法選挙における人権モニタリングによれば、複数の地域において、身体障害のある有権者が投票所へのアクセスや投票手続において困難に直面していることが確認された。また、投票所の物理的環境や運営体制が障害者に配慮されたものとなっていない事例が報告されている。さらに、選挙関係者による不適切な対応や差別的取扱いも確認されており、必要な支援が提供されないケースや、視覚障害者が投票を拒否される事例も報告されている。一部では政党関係者による支援が行われたものの、これは投票の中立性や公正性の観点から課題を残すものである。これらの状況は、障害者が他の有権者と平等に選挙権を行使する上での制度運用上の課題を示している。

2F58793&Lang=en (参照 2026-3-26)

[124] 同上

6. 参考資料

Agence Nationale de Protection Civile (2023) *Plan National de Contingence*.

UN Committee on the Rights of the Child (2016) *Concluding observations on the combined third to fifth periodic reports of Benin*

Government of Benin (2019) *CRPD Initial report submitted by Benin under article 35 of the Convention, due in 2014 [Date received: 5 September 2018]*.

Government of Benin (2020) *Contribution nationale volontaire à la mise en œuvre des Objectifs de développement durable au Forum politique de haut niveau*

Government of Benin (2023) CRPD Replies of Benin to the list of issues in relation to its initial report *[Date received: 26 December 2022]*.

Government of Benin (2018) *Plan National de Développement 2018-2025*

IMF (2024) *Benin -Social Policies to Enhance Human Capital Development: Stock -Take and Reform Options*

Institut National de la Statistique et de L'analyse Economique (2016) *Principaux Indecateurs Socio Demographiques Et Economiques (RGPH-4 2013)*

Institut National de la Statistique et de L'analyse Economique (2023) *MICS Bénin 2021-2022*

MASM (2019) *Plan Strategique de la Readaptation a base communautaire au Benin 2020-2024*

MASM (2022) *Plan Strategique 2022-2026*.

Ministére des Enseignements Maternel et Primaire, (2018) *Plan Sectoriel de L'education Post 2015 (2018-2030)*

Organisation of Blind Women of Benin and NGO Dédji (2025) *Hear us out!- Voices of women with disabilities from Benin*

ONG Changement Social Bénin (2024) *Info from Civil Society Organization.*

Tossou, Y. B., Biaka, P. H., Gbaguidi, F. N. C., Bedie, V., Agbo, S. I. E., Guedou, F. A., et al. (2024) *Barriers to social participation for people with disabilities in NTD-endemic areas of Benin and Côte d'Ivoire: Assessing scope and associated factors. PLOS Global Public Health*, 4(12), e0004104.

United Nations (2024) *Disability and development report 2024: accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities.* New York.

UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2024) *Concluding observations on the fifth periodic report of Benin*

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Concluding observations on the initial report of Benin.*

United Nations Sustainable Development Solutions Network (2026) *Benin Sustainable Development Report 2025: Green Transition Agroecology and Renewable Energy*.

World Bank (2022) *Environmental and Social System Assessment (ESSA) - SOCIAL SAFETY NET PROGRAM FOR RESULTS*.

World Bank (2023) *Program Appraisal Document for a Social Safety Nets Program*.

亀井 伸孝（2016）「ろう者における人間開発の基本モデル―アフリカのろう教育形成史の事例―」『アフリカの「障害と開発」：SDGs に向けて』アジア経済研究所